

## 産業建設委員協議会記録

開会年月日	平成23年8月29日
開会時刻	午前9時58分
閉会時刻	午前11時46分
出席委員名	◎山根隆司    ○福井輝夫    辻 孝記    広耕太郎    品川幸久
	上田修一    小山 敏    山本正一    世古口新吾
	宿 典泰 議長
欠席委員名	
署名者	
担当書記	中野 諭
協議案件	・ 水道料金の生活保護世帯に対する減免措置の廃止について
	・ 伊勢市産業支援センターの指定管理者制度導入について
	・ 都市公園への自動販売機設置について
	・ 市営住宅等への指定管理者制度の導入について
	・ フットボール場の整備について（報告案件）
	・ 特定用途制限地域及び特別用途地区建築物等の制限に関する条例について（報告案件）
説明員	産業観光部長、都市整備部長、上下水道部長、産業観光部参事
	都市整備課長、

## ☆協議経過並びに概要

山根委員長開会宣言及び会議成立宣言後、直ちに会議に入り、「水道料金の生活保護世帯に対する減免措置の廃止について」「伊勢市産業支援センターの指定管理者制度の導入について」「都市公園への自動販売機設置について」「市営住宅等への指定管理者制度の導入について」「フットボール場の整備について（報告案件）」「特定用途制限地域及び特別用途地区建築物等の制限に関する条例について（報告案件）」の説明を受け、若干の質疑を行った後、協議会を閉会した。

（開会 午前9時58分）

### ◎山根委員長

おはようございます。

ただいまから、産業建設委員協議会を開会いたします。

本日の出席者は全員でありますので、会議は成立しております。

それでは会議に入ります。

本日の御協議願います案件は、「水道料金の生活保護世帯に対する減免措置の廃止について」、「伊勢市産業支援センターの指定管理者制度の導入について」、「都市公園への自動販売機設置について」、「市営住宅等への指定管理者制度の導入について」、「フットボール場の整備について（報告案件）」、「特定用途制限地域及び特別用途地区建築物等の制限に関する条例について（報告案件）」の以上6件でございます。

### 水道料金の生活保護世帯に対する減免措置の廃止について

### ◎山根委員長

それでは、初めに、「水道料金の生活保護世帯に対する減免措置の廃止について」を当局から御説明願いたいと思います。上下水道部長。

### ●本多上下水道部長

本日は、大変御多忙のところ、産業建設委員協議会を開催いただきまして、まことにありがとうございます。

今回、御報告申し上げます案件は、先ほど委員長から御案内のありました「水道料金の生活保護世帯に対する減免措置の廃止について」外5件でございます。

なお、詳細につきまして、それぞれ担当課長から、御報告、御説明申し上げますことといたしておりますので、よろしく御協議のほどお願い申し上げます。

◎山根委員長

料金課長。

●丸岡料金課長

おはようございます。それでは、お手元の資料1に基づきまして、「水道料金の生活保護世帯に対する減免措置の廃止について」御説明申し上げます。

まず、これまでの水道料金減免の経過でございますが、昭和40年代の後半には、高度経済成長や石油危機が原因となりまして急激な物価上昇が起こり、生活保護受給者の家計を著しく圧迫することとなりました。このような中で、生活保護世帯に対する公共料金やNHK受信料の減免制度が広がり、水道料金についても東京、大阪などの大都市を中心に減免制度が全国的に浸透していきました。

旧伊勢市では、昭和49年10月の水道料金改定時に、生活保護世帯用料金を設定し、生活弱者の救済措置として減免を行い、減免方法については、改定前の家事用料金を据え置く方法をとりました。

その後、旧伊勢市では、昭和57年4月の料金改定の時に、料金表が用途別からメーター口径別に変更となったのに伴いまして、生活保護受給対象者の料金は、基本料金を足して従量料金の0.8掛けの2割引きということになりました。

また、平成17年の市町村合併の協議の中では、旧伊勢市・旧御菌村の減免制度の廃止が検討されましたが、結果的に「旧伊勢市の例による」ということで調整されましたことから、新市全体に2割減免が適用され現在に至っております。

なお、この減免額につきましては、一般会計繰出金で上水道事業会計に全額補てんされておりました。平成22年度実績としましては、総額211万4,587円でございます。

続きまして、「2 減免廃止の理由」でございます。

市町村合併から5年以上経過しまして、今回公平で分かりやすい水道料金体系にするため見直しを行い、平成23年度に料金改定を行ったところでございます。これに伴いまして、昭和49年から実施してきました水道料金の生活保護世帯に対する減免制度を、次の理由により廃止したいと考えております。

1、減免が開始されました昭和49年当時と現在とでは社会経済情勢も異なっておりまして、急激な物価上昇も考えにくい。

2、水道料金は、生活保護費の生活扶助基準の中の第2類費において、光熱水費として含まれております。

3、県下14市の中で、生活保護世帯の水道料金の減免措置を実施しているのは伊勢市のみでありましてほかの13市では実施しておりません。

続きまして「3 減免廃止による影響額」でございます。

平成22年度の生活保護世帯の水道料金で、2割減免後の1月分の平均水道料金は

1,507円でございます。減免を実施しなかった場合の通常の1月分の平均水道料金は1,884円となりました。このことから、減免制度を廃止することによりまして、旧伊勢市・旧二見町・旧御菌村での1月分の平均影響額は385円の増額となり、また、旧小俣町では、261円の増額となるものでございます。

最後に、「4 減免廃止の時期」についてでございます。

生活保護世帯への減免廃止時期については、今後、生活支援課の担当ケースワーカーが該当世帯を順次訪問いたしまして、減免廃止の周知・説明を行う期間が必要となりますため、平成23年12月1日から減免廃止を実施いたしたいと考えております。

以上、「水道料金の生活保護世帯に対する減免措置の廃止について」御説明申し上げます。よろしく御協議のほどお願い申し上げます。

#### ◎山根委員長

ただいまの説明につきまして御発言はございませんか・・・品川委員。

#### ○品川委員

説明を受けて、私も合併の時ですね、あんまり細部まで、細かいところまで確認できなかったことも反省しておるのですが、13市中に伊勢市のみというような形になったときに、もうちょっと合併の時に将来的なものも見て、しっかりしておいたほうが良かったのかなという今反省をしております。

それで、2類のほうにはちゃんとお金も入っておると、光熱水費まで入っておるということを鑑みて、これからはできる限り、伊勢市だけが何でやらへんのやというようなことがないように三重県全体も見てしっかり取り組んでいただきたいなどこのように思いまして、そのことだけ申し上げて終わっておきます。

#### ◎山根委員長

ほかに御発言はございませんか・・・辻委員。

#### ○辻委員

ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

先ほど廃止に伴ってそれぞれの金額が出ておりましたけれども、先ほど1類から2類と、2類に入っているからいいんだという話だったと思いますが、ちょっと今ここに担当の方はみえませんが、その辺のところで、生活保護のほうの関係からいったときにその第2類の考え方というのはこれ変わっていくのでしょうか、変わらないのでしょうか、その辺ちょっと申し訳ないのですが、事前に聞いてなかったので仕方がないのですが、わかりますかね。

◎山根委員長

生活支援課副参事。

●野田生活支援課副参事

先ほど第2類費というなお話がありましたけれども、生活扶助基準には第1類費と第2類費というのがございまして、第2類費には今問題となっております光熱水費や家具・什器等の世帯単位の経費が含まれているということで、第2類費の中の変更については考えられず、今までどおり光熱水費のほうも含まれているということでお願いしたいと思います。

◎山根委員長

辻委員。

○辻委員

そういうことで変更はありえないみたいな話だったと思いますが、わずかな金額と言われればそうわかりませんが、この方々に対してはすごく大きな金額になってくるかなというふうに思っております。これ上水道だけの問題ではなくなってしまうかなというふうに思いますので、その辺のところの例えば各市町の、あと13市のほうではそういった配慮はなかったのでしょうか。要するに…。

◎山根委員長

暫時休憩します。

休憩 午前10時8分

再開 午前10時9分

◎山根委員長

休憩を解き会議を再開します。

生活支援課副参事。

●野田生活支援課副参事

ほかの13市の減免を廃止したというようないきさつについてはちょっと把握してございません。

◎山根委員長

辻委員。

○辻委員

そうしたらまたその辺も含めてまたいろいろと勉強してもらいたいと思いますので  
よろしくをお願いします。

◎山根委員長

ほかに御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎山根委員長

御発言もないようですので本件についてはこの程度で終わります。

### **伊勢市産業支援センターの指定管理者制度導入について**

◎山根委員長

次に、「伊勢市産業支援センターの指定管理者制度導入について」の説明をお願いします。

産業観光部参事。

●奥野産業観光部参事

それでは、伊勢市産業支援センターの指定管理者制度導入につきまして御説明申し上げます。

産業支援センターは、現在直営で管理運営をいたしておりますが、伊勢市第二次行財政改革大綱実施計画にお示しをさせていただいたとおり、行財政改革の観点から、民間のノウハウを活用することで専門性を向上させ、より効率的・効果的に施設を維持し、充実したサービスを提供できると考え、指定管理者制度への移行を行うものでございます。

それでは産業支援センターの現状確認といたしまして、配付させていただきました資料2をごらんいただきたいと存じます。

まず「産業支援センターの設置の目的」でございますが、センターは、本市の産業の活性化と雇用の安定及び確保を図るため、内発型事業及び誘致型事業の推進をする施設として設置いたしました。

次に「2、産業支援センターの施設概要」でございますが、センターは平成20年4月に供用開始いたしました。当施設は、本棟と実習棟に分かれております。各施設については、お示しのとおりでございます。

次に「3、産業支援センターが現在行っている業務」でございますが、主な業務につきましては、「(1) 企業支援に関すること」、「(2) 起業支援に関すること」「(3) 伝統工芸の育成支援に関すること」、「(4) 企業誘致に関すること」の大きく4つでございます。

次に「4、配置人員」でございますが、平成22年度におきましては10名の職員で業務にあたっております。

続きまして2ページをごらんいただきたいと思います。

「5、決算見込み」でございますが、平成22年度における産業支援センターの決算見込みは、歳出総額7,993万4千円、歳入総額608万1千円となる見込みでございます。

なお、現在センターで行っている業務のすべてを指定管理者に移管するわけではないため、企業誘致及び直営経費を除き、その他の必要経費を加味した上で指定管理料の基準額を算定する予定でございます。

次に「6、指定管理者制度導入の方針」でございますが、まず開始時期につきましては、平成24年4月からを予定しております。

指定期間につきましては、「伊勢市指定管理者制度導入指針」に基づき、5年間とさせていただきます。

選定の方法につきましては、非公募で特定の者を指定管理候補者にいたしたいと考えております。

指定管理候補予定者といたしましては、伊勢商工会議所を予定しております。

非公募の理由といたしましては、『導入指針』における「IV、指定管理者の選定方法」、「2、指定管理者の選定に係る特例措置」に示されております2つの項目に該当するためでございます。

1つ目の理由といたしましては、伊勢商工会議所は、昭和3年に宇治山田商工会議所が設立されてから、これまで伊勢市内にある多くの企業に対して支援を行っておりますことから、産業振興の業務に関しては一定の専門性を有していると判断でき、「選定に係る特例措置」の「(1)の選定対象が明らかに限定される場合、③の専門的かつ高度な技術を有する者が客観的に特定されるとき」に該当すると判断するものでございます。

2つ目の理由といたしましては、伊勢商工会議所の会員数は平成22年度末時点で2,365社となっており、既に市内の多くの企業とのつながりがございます。また、地域経済の発展を目指した活動を行っておりますことから、一層の効果的かつ効率的な支援ができると想定され、「選定に係る特例措置」の「(4)の政策的必要がある場合の地域活力の向上等、市の推進する施策目的に合致する団体で、施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成できると認めるものを指定するとき」に該当すると判断するものでございます。

続きまして、3ページをごらんいただきたいと思います。

「7、指定管理者制度導入後の事業内容」でございますが、一部の事業を除き、これ

まで市が行ってきた産業支援施策を継続していただく予定でございます。

まず企業支援に関する業務といたしましては、職員並びに企業OBの嘱託職員による企業訪問・課題の聞き取りと解決・専門家の紹介などを行ってまいります。また企業訪問により、企業の状況をタイムリーに把握することで、企業が必要とする各種セミナーのテーマを選定し、人材育成に関する講座などを行ってまいります。

また平成21年度に実施いたしましたマーケティング力強化に向けた調査研究から伊勢市の中小企業が必要とする支援策を抽出し、「WEBによるマーケティング強化支援」、「展示会出展による情報発信機能の強化支援」、「気づきや連携のための先進地域との交流支援」などの事業を現在も実施しておりますが、今後も引き続き継続いたしていきます。

現在産学官連携といたしましては、地元商工会・三重県産業支援センターなどの産業振興団体、三重大学・鈴鹿高専・鳥羽商船・三重県工業研究所などの高等教育・研究機関との連携を図り、地元企業との橋渡しなどを行ってまいります。

起業に関する業務といたしましては、中小企業診断士の資格を有する創業支援員を配置し、起業や新事業の展開に関する相談や、産業支援センターを使用する起業家の成長支援を行ってまいります。また市内の高等教育機関に赴き、起業に関する出前授業の開催や、市民への起業の啓発事業を行ってまいります。

伝統工芸に関する業務といたしましては、伊勢市産業支援センターで春慶や木工などの講座を開催してまいります。

情報の収集及び発信に関する業務といたしましては、現在、産業支援センターでは、独自のドメインを取得したホームページを設けておりますので、継続してホームページ上での情報発信を行ってまいります。

またダイレクトメール、メールマガジンなどにより、市内企業への情報発信を積極的に行ってまいります。

その他、施設の管理や許可業務も行ってまいります。

また、産業支援業務は、国内外の社会経済情勢により、企業のニーズが変わってまいりますことからタイムリーに企業のニーズに合わせた対応が必要でございます。そのため産業支援センターの事業を毎年指定管理者と協議し、柔軟に対応していきたいと考えております。

続きまして「8、指定管理制度導入後も引き続き市で行う業務」につきましては、「企業誘致業務」「補助金の交付事務など公権力の行使にあたる業務」などにつきましては、指定管理者で業務を行わずに、継続して市が事業を行っていく予定でございます。

また指定管理後も、産業支援センターの運営に関して定期的に協議・検討を行うため、外部委員からなる運営協議会の開催を行う予定でございます。運営協議会の業務につきましても継続して市が業務を行う予定でございます。

続きまして4ページをごらんください。



最後に「9、今後のスケジュール」でございますが、本件に係る改正条例案を来る9月定例会に提出をさせていただく予定といたしております。

指定管理者の指定につきましては12月定例会に提出をさせていただく予定といたしております。来年1月に協定締結、2月から3月に引継ぎ作業、4月から指定管理者による管理運営の開始とさせていただく予定でございます。

以上、「伊勢市産業支援センターの指定管理者制度導入につきまして」御説明を申し上げます。

何とぞよろしく御協議賜りますようお願いいたします。

◎山根委員長

ただいまの説明につきまして御発言はございませんか。

上田委員。

○上田委員

まず、7番の指定管理導入後の事業内容ですけれども、今まで直営でやってきたときに、こういうこととの今後の整合性というのですか、それがどういうふうな形で現れるのですか。

◎山根委員長

産業観光部参事。

●奥野産業観光部参事

現在ですね、前もってまだ条例を議決いただいておりませんが、商工会議所をお願いをするということで、以前より会議所様とは協議を進めておりまして、新たな提案についても提案してくださいということを言わせていただきましたが、基本的には現在の事業を踏襲する形で継続したい。

ただ御説明申し上げたとおり、社会経済情勢によっては企業ニーズが変わってきますことから、それにつきましては市と協議をして、今後事業内容の変更もありということでございます。整合性につきましてはそういうことで、より専門性を高めた支援をお願いしたいと考えておりますのでよろしくお願い致します。

◎山根委員長

上田委員。

○上田委員

今まで直営でやってこられて、そういう専門性というのを発揮されておると思います。

この辺のところですね、例えば2番の企業支援なんかのところには相当いろんな形で力を出されておりました。それが商工会議所という指定されたところに移管をすると、この辺はどう違ってくるのですか。

◎山根委員長

参事。

●奥野産業観光部参事

専門性の御質問でございますが、今現在、職員と嘱託職員が3名おるわけでございますが、行政の一般職員につきましては当然定期的に異動もございます。それで企業訪問等の時点では企業様から行政が産業支援という専門性を問われる方もみえまして、なかなかそういう異動もありますことから引き続き産業支援センターに配置することもできませんので、そういう部分では一定の専門機関にお願いすれば今まで以上に専門性を発揮できるという考えでございます。

◎山根委員長

上田委員。

○上田委員

再度確認しますけれども、要するに職員だと配置転換でいろんな方が専門的にずっとおれない。だから専門性の固定した方を置いておけばそういう方向性は若干違ってくるという形で、企業訪問とか、そういうものがされるという感覚ですよ。その辺のところは今までそういう形でやっていくべきだと思うんです。だから専門性のある人が、専門になっていかないとくるくる変わっていくから、また1からやということの、そういう形のセンターではないと思うんです。やっぱりその辺は継続していったら始めて、前の方がやられたから次の方が来たら違うというのではなくて、センターを育成していくには、やっぱりきちとした核があって、その核でこういうテーマでいくんだといったら、だれが入っても一緒だと思うんですけれどもその辺はどうですか。

◎山根委員長

参事。

●奥野産業観光部参事

今回指定管理者制度への移行を考えておりますのは当然専門性というお話もございますが、行財政改革の観点から民間でできることは民間。それから我々行政職員が今後やっていくのか、それとも専門機関へお願いするのか、どちらが効率的な運営ができる

かという観点から総合的に判断して今回指定管理者制度の導入を予定したものでございますので御理解のほどよろしく申し上げます。

◎山根委員長

ほかに御発言は・・・辻委員。

○辻委員

先ほど上田委員からも話がありましたけれども、その専門性の部分とかを含めて、先ほど参事からは行財政改革からいっても指定管理するべきだという話だと思いますが、そうすると指定管理をするのに特命という形の部分でやっていくのが本当にいいのかどうかというのは、確かに地元でよくわかってもらっている商工会議所さんですから、全然ないとは、僕は言いませんがもっとオープンにした形の公募の仕方というのが本当は必要ではないかなというふうに思うのですが、その辺はどんなのですか。

◎山根委員長

参事。

●奥野産業観光部参事

委託ということで昨年度からこの方向性、行財政改革大綱の実施計画につきましては昨年 11 月にお示しをして、それ以降検討を重ねてまいりまして、ほかの事例等を検証する中でいろんな角度で検討させていただいた結果、冒頭御説明させていただき、やはり地元のことをよく知ってみえるということで、実績も長年の実績がございますことから総合的に判断しまして会議所さんをお願いするのが最も効果的であるという判断で今回特命にさせていただいたものでございますので御理解よろしく申し上げます。

◎山根委員長

辻委員。

○辻委員

僕としてはちょっと納得ができないというか、それではやっぱり競争の原理からいっても、それぞれのいいところがあるかと思えますし、よそのところへ行っても商工会議所をお願いしておるのはなかなか少ないのではないかなというふうに思うのですが、その辺はどのように把握されて検討されたのですか。

◎山根委員長

参事。

●奥野産業観光部参事

伊勢市産業支援センターについては大きく、インキュベーション施設と地元の企業力の強化ということで、それぞれの分離した施設については若干あるのですが、この2つの施設を融合したというかですね、合致したような施設につきましては、全国的には千葉県の千葉ビジネス支援センターであるとか、北海道の北見工業技術センターがあるわけですが、千葉市さんの例でいくと産業振興団体に特命で委託をしているような現状については把握しておるところでございます。

◎山根委員長

辻委員。

○辻委員

ちょっと私としては、その辺が・・・、これ条例的には先ほど、以前聞かせてもらいましたけれども、条例的には特命でやるのと公募型でやるというのは変わってくるというふうな話を聞かせてもらいましたものですから、そうなってくるとこの段階である程度話をしておかないと議案として上程されたときに、どうなのかというまた議論をせないかんことになってきますものですから、委員長、もしよろしかったら各委員さんの御意見も聞きたいのですが、その辺はいかがでしょうか。

◎山根委員長

選定方法についてですか。

○辻委員

そうです。

◎山根委員長

今、辻委員さんから業者の選定方法についての各委員さんの個人の意見を聞きたいということがあったんですけども、皆さんどのようなお考えなのか、順番に聞かせてもらってもよろしいですか。（「全員の質問が終わってからで」と呼ぶ者あり）そうしましょう。わかりました。

ほかに御発言はございませんか・・・品川委員。

○品川委員

ちょっと1点お聞きしたいのですけれども、このところに指定管理料ですね、今後指定管理料が出てくると思うのですが、これほとんど人件費、今までが人件費だったの

で、指定管理をすることによってですね、大幅削減になるのか、そこら辺のところは、一般職員の人件費が非常に高い位置を占めておられると思うんですよね。これが民間に渡るとその分だけ非常に安くなってくるのは当然のことやと思うので、そこら辺は削減がだいぶされるのか、されないのか、そこら辺だけお聞かせください。

◎山根委員長

参事。

●奥野産業観光部参事

指定管理料の検討につきましては、条例をお認めいただいてから今後、過去の実績に基づいて指定管理料の算定をして、相手様と交渉をしてみたいと考えておりますのでよろしくをお願いします。

◎山根委員長

品川委員。

○品川委員

今までもそうなのですが、今までこれだけかかっておったからというところが、民間に移るということで大きな効果があるということも一考に入れやないかということもあります。ただ、逆に安い給与体制でたくさんの方が動いてくれるという可能性もありますので、今まで伊勢市としてはこれだけの人数しかやらなかったけれども、向こうへ行ったらもっとたくさん人間がいっせいに動き出すということもあって、僕は一長一短やと思うのですが、そこら辺のところをもうちょっとしっかりと精査して出していきたいと思えます。

それからもう1点だけ。産業支援センター、商工労政課も含めていろんな政策とか、例えば新商品開発とかいうので、1件あたり200万ぐらい出しておったような事業もあったと思うのですが、そういう政策というのはいちおう指定管理に出した以上はなくなるというふうにみていいわけですか。

◎山根委員長

参事。

●奥野産業観光部参事

基本的な事業については継続したいと考えております。ただ説明申し上げたとおり補助金の交付につきましては、公権力の行使及び事業でございますので、当然指定管理者には委託せず、継続するのであれば本庁で我々職員が審査・管理・交付をやっていく

いと考えておりますのでよろしく申し上げます。

◎山根委員長

品川委員。

○品川委員

一番最後の8のところに導入後も引き続き市で行う業務というふうにあるわけですが、産業支援センターがなくなって商工労政課がみるような形になるのかなと思います。その点はどうですか。

◎山根委員長

参事。

●奥野産業観光部参事

組織につきましては、今後全庁的に検討をしていきたいと考えております。今現在、まだどういう形にするか決まっております。

◎山根委員長

ほかにございませつか。御発言もないようですので、辻委員さんが言われました、指定管理者制度導入の方針の中の選定方法ですね、この非公募で特定の者を指定することで今御意見があったんでございませつか、この件について、この委員会の皆さんの御意見を聞きたいということでございませつか、順番に、広委員からすいませつか。

○広委員

私は先ほど品川委員も言われていましたように人件費がまず、人件費といひませつか、その委託費がどれだけ下がるのかというのがね、問題だと思ひませつか。伊勢市としてどんなメリットがあるのか。それで私思ひませつかのが商工会議所の方々の給与といひませつかのは、結構伊勢の職員の給与に準じているといひませつかのか、あんまり変わらない。若干安いかもいひませつかせんが、その辺でぐっと変わるのであれば、私は、納得はできませつか。しかしほとんど変わらず、しかもすべての業務を委託しないで、ある程度の部分はこちらでまたみていくといひませつかるのであれば、そんなに変わらないんじゃないかといひませつかるし、もっと大胆な営業をしていく、営業といひませつか業務をしていくならば、民間の方も入れてもいいと思ひませつかるのですが、ただすべての業務を任さない、すべての業務じゃないといひませつか部分で、公の部分が絡んでくるのであれば、僕は商工会議所もありなのかなといひませつかる気はしませつか。ですから、まだ金額も出ていないし、業務体系もまだ検討中でどうのこうのといひませつかるのであれば、何ともいひませつかないといひませつかかね、この状態ではそれはもう商工会議所ですよといひませつかるような、

絶対そう推せるという状況では、僕はありません。

◎山根委員長

上田委員さん。

○上田委員

私としては、やっぱりこの地域の一番よくご存じな、産業を一番もっておるのが商工会議所だと思います。だからその辺のところは地元のというか、地域を一番わかっているところがやっぱりこれからのよりよい伊勢市を進めていくというのが、商工会議所に対抗するような場所があればいいけれども、今のところは見当たらないと思うので、私はこういう形の場所で特定してやってみるということも一考かなと思っています。

◎山根委員長

小山委員さん。

○小山委員

商工会議所には、中小企業相談所がありますし、伊勢市と商工会議所が分かれて分担するよりは、私はこの商工会議所一本に絞ったほうがいいように思います。問題は委託料ですね。これが今より上がるようであればちょっと問題だと思いますが、その辺はかなり節約していただきたいなと思っています。

◎山根委員長

山本委員さん。

山本委員

今、お三方の発言もあったのですが、まあこの話がどこから、役所から、これノーマルではないと思うのですよ。今、辻さんが話をしておるように公募型というような形で今まで、図書館にしてもいろんな形でしたのですが、今度はこれ特命という形で、ちょっと若干こう、向こうやと、商工会議所ありきやというような話が役所からあったんか、向こうから話があったんか、まずそこら辺はどんなんやろな。それとともに、今、品川委員、みんな一緒やと思うんですが、やっぱり金銭的にもあんまり変わらんと。それでこれでまあ、この企業誘致だけ残すんやということですが、やっぱりそこら辺もこれちょっと話がこれからそれるのですが、企業誘致だけ残して、企業誘致ということになって2名も専従させるんやっていうことを、今まででもそうやったと思うのですが、これ役所からは何もこう、企業誘致は今どれくらい動いておるのやと、どうなっておるんやという報告がまったくないわな、これ。恐らく今後もそういう形になっていくのか、ち

よっとよくわからんのですが、企業誘致課を2人残してやっていく、そういう問題。それとこの話がどこから来たんやと、こういうことやな。それで今、上田さんが言っておったように、商工会議所は全体のことがよくわかっておるでええやんかということやけれども、公募型にしても、どこが手をあげるかわからんけれども、会議所があげてきてそういう話になったらそれはもうオープンでええけれども、何かこうとってつけたようなところが、やっぱり背景が何かこう、私のあれではなきにしもあらずとこういうことやで、今この資料だけではまだ、それでこっだけ資料をあげてきておるにもかかわらず、その費用対効果というのかな、指定管理に出したらどれぐらい安くなるんやというのままったくわからんといっておっては、これまた問題やろな。あえて9月に条例改正をしていくんやというのなら、もう日があらへんわな、これ。そこら辺の時間的なこともこれちょっとまだ、もうちょっと話をせないかんのと違うかなと私の意見はこういうふうにありますので。もう答弁はよろしいで。

◎山根委員長

辻委員さん。

○辻委員

私としては、先ほど山本委員から話があったようにできるだけオープンにしたい。やっぱりやるべきだと思うんですね。それでやっぱり商工会議所がいいんだと、それはもう結果として起こることは何も否定もしませんし、それでいいかなというふうに思いますが、やっぱりよそから来ても、僕は、これだけはよそから来てもいいのかなというふうに思っております。やっぱりよその企業に関してもですね、やっぱりよそのノウハウというのをもってくるのも1つの手だと思いますし、起爆剤になればいいのかなというふうには思っておりますものですから、そういった部分でその良し悪しがいろいろあると思いますのでその辺が、手をあげてくれる人がおればの話もありますけれども。でもそういったオープンにしておく必要があるのかなというふうに思っておりますので費用対効果も含めてですけれども、考えていく必要があるかなと思っております。

◎山根委員長

品川委員さん。

○品川委員

私の場合はこれだけ多岐にわたる業務をしていただいて、公も入ることも考えると、よく商工会議所さんが受けてくれたなと感謝したいぐらいのことやと思います。なかなか難しい問題も中に入っておる。まして市のほうも、この業務に関しては少し頭打ちで、もう一步出やないかんというときに民間との協力が大事で、私が商工会議所さんでいい



と思いますけれども。

◎山根委員長

世古口委員。

○世古口委員

私も皆さんが言われておりますように方向性としては商工会議所でいいのではないかなどこのように思っております。管理料の問題については、少しでも安いほうがいいということの中で、やはり企業に対する、行政と違って商工会議所になれば知識的なものも違うと思いますし、また厳しさも出てくるのではなかろうかなどこういった方向でいいのではないかとこのように思います。

◎山根委員長

副委員長さん。

○福井副委員長

指定管理ということでいろいろ難しい問題等、商工会議所さん、いろいろ市内の業者さんを多く知ってみえるということでそういう面では適任かなとは思いますが、やはり指定管理ということであれば、普通5年単位で更新していくのですが、その都度やはり目標というか、努力というか、そういうものをしながらどんどん改善していってもらべきものだと思っております。あんまり最初から非公募でそこへ指定ということになってしまった場合に、同じ状態がずっと続いて何も進歩がないというのでは問題かなと思いますので、今回非公募としてもやはり最終的には公募という格好が望ましいのではないかなと思っております。

◎山根委員長

ありがとうございます。皆さんの意見の中で、会議所でいいのではないかと。ただ一番の問題点は委託の料金問題ですね、やはりそういう意見が多かったと思うので、これ9月に条例改正ということでありますので、それまでに皆さんの意見として、やはりこの料金体系を精査した中で、それまでに報告を願いたいと思うんですけれども、その辺りで皆さん御了解いただけますか。そういう中でまた、条例にあげるまでの間に委託料金の対比の価格についても発表していただいた中で議論をしていただく問題かと思うので、その辺りについて当局はよろしいでございますか。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時37分

再開 午前 10 時 56 分

◎山根委員長

休憩を解き会議を再開いたします。

ただいま産業支援センターへの指定管理の導入についてのいろんな御説明をいただきました。意見もいただきました中で部長からの休憩中の答弁で御理解をいただきまして、この程度で終了したいと思います。本件についてこの程度で終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎山根委員長

10 分間、暫時休憩します。

休憩 午前 10 時 56 分

再開 午前 11 時 6 分

## 都市公園への自動販売機設置について

◎山根委員長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

次に、「都市公園への自動販売機設置について」の御説明を願いたいと思います。

維持課長。

●森田維持課長

それでは、「都市公園への自動販売機設置について」御説明を申し上げます。

資料 3 をごらんいただきたいと存じます。

市が管理する公共施設に設置します自動販売機につきましては、設置料金を統一するため、平成 22 年度から取り組みを行い、平成 23 年度から「行政財産の貸付により自動販売機を設置させる場合の取扱要領」及び「行政財産における自動販売機の目的外使用許可に関する要領」を策定し既に実施しているところでございます。

これにあわせて、都市公園内に設置する自動販売機につきましても設置料金を統一しようとするものでございます。

自動販売機の設置状況といたしましては、朝熊山麓公園に 4 台、倉田山公園に 2 台、五十鈴公園に 1 台の計 7 台が設置されております。設置料の徴収につきましては、現在、1 平方メートル当たり月額 370 円であり、この額は通常の自動販売機の占有面積が 1 平

方メートル以下でありますことから、1台当たりに相当する額と同等となっております。

これを市の統一した設置料に合わせますと、1平方メートル当たり月額2,000円以上となります。この設置料につきましては、今後、新規で設置する場合、原則一般競争入札により決定するものとし、最高の価格をもって入札したものを落札者とする予定でございます。

ただし、既に設置許可を受けております団体につきましては福祉関係団体でありますことから、最低価格の月額2,000円として設置を認めてまいりたいと考えております。

また、都市公園におきましては、伊勢市都市公園条例の改正が必要となりますことから、9月定例議会に議案を提出させていただく予定でございます。何とぞ御協議のほどよろしくお願い申し上げます。

◎山根委員長

ただいまの説明につきまして、御質問はありませんか。

品川委員。

○品川委員

今の内容を見ると、今までの都市公園は障がい者団体のほうで、自動販売機をさされておると。今後、新しくできる公園については、一般競争入札ですというようなことでよろしいんですね。

◎山根委員長

維持課長。

●森田維持課長

現在、設置されております公園は大規模な公園のみでございまして、現在のところ御指摘のように障がい者団体等から御申請をいただいて許可しているものでございます。

今後の公園につきましては、特に小さい公園につきましては、自治会での管理をお願いしている、委託をお願いしているところもございまして、要望に応じて自治会等と調整をしながら決定していきたいというふうに考えております。

◎山根委員長

品川委員。

○品川委員

○品川委員

小さな公園については、これからも全部引き上げて一般入札でやると、また、新たに設置するのも一般入札ですというふうに理解をしてよろしいですか。今まで、先ほどの話ですと、町会さんに委託している部分もあるけれども全部やめて、一般入札をするというふうに理解をしておるんですけれども、よろしいでしょうか。

◎山根委員長  
維持課長。

●森田維持課長

現在設置されております7園につきましては、福祉関係団体ということもございまして、今後も最低価格の2,000円ということで継続して許可してまいりたいというふうに考えております。

◎山根委員長

維持課長、一般の公園で自治会が管理している件についてです。

●森田維持課長

自治会等で管理しております比較的小さい公園でございましてけれども、こちらは今のところ設置されているところはございません。今後、その設置等につきましては、自動販売機を置きますと非常にその自動販売機の周辺の汚れですとかゴミの問題が発生してまいりますので、そこにつきましては、自治会等と十分調整して、そういう設置の御要望があった場合には検討してまいりたいというふうに考えております。

◎山根委員長  
品川委員。

○品川委員

わかりました。今、説明の中で都市公園の話をしておったんですが、その中で小さな公園が出てきたので、都市公園の小さな公園についてはそうやというふうに、私理解して、今その話させてもらったんで、これは都市計画公園でないということですね、一般の公園、これの区別が非常に今の話ではわかりにくかったんで。

それで、自治会さんが、普通の・・・・・・、そこら辺、どう理解したらいいんかわからるので、わかりやすく説明していただけますか。

◎山根委員長  
都市整備部長。

●宮田都市整備部長

今、維持課長が申しましたように、現在は、都市公園は7台しかありません。

で、私どもの今の方針は、やはり夜間の集まりとかそういった非行の問題等々がありますので、自動販売機を設置していく方針はありません。

今、それが具体的になれば、先ほど報告しましたように、自治会さんと話し合いはしておきますが、後は、身体障害者福祉法というのがありまして、ちょっと主旨は違いますが、売店の設置、22条にですね、こういった新聞、書籍、たばこ、事務用品、食料品、その他の物品を販売するために売店を設置することを許すように努めなければならないということになっておりますことから、これからですね、今、小さな公園に自動販売機を設置する方針ではありませんが、具体的になりましたらそういったことも勘案して、十分話し合っていきたいと思っております。以上でございます。

◎山根委員長

品川委員。

○品川委員

わかりました。障がい団体のためにそれをやっておるということで、じゃ今後の場合は、一般入札になると障がい団体がどんなに頑張っても入れないということで、7台までというふうに決めたというふうに理解をしてよろしいわけですか。

◎山根委員長

都市整備部長。

●宮田都市整備部長

現在、伊勢市は小さな公園には自動販売機を設置する方針ではありません。それが基本的でございます。以上です。

◎山根委員長

品川委員。

○品川委員

そうすると、この条例は一体、どういうためのものに出されたのか、ちょっと意味がわからへんのですけれどもね、今回の場合はですね。ただ、今までどおりということでしょう。自動販売機の設置をこれ以上ふやすこともないという答弁やったと思うんですけども、そこら辺がよくわからない。

◎山根委員長

都市整備部長。

●宮田都市整備部長

今は、都市公園の条例で1平米あたり月額370円、これ占用料になっておりまして、今回、今申し上げましたように、「行政財産の貸付により自動販売機を設置させる場合の取扱要領」とそういったものが平成22年度に設置されましたので、それにあわせて1平米あたり2,000円ということになっておりますので、実質的には値上がりということになります。以上です。

◎山根委員長

品川委員。

○品川委員

だから、今まで370円であったのが、2,000円以上にするという条例ということですよ。

そうすると、最後に書いてある、「今後、設置者及び設置料の決定は一般競争入札によるものとするが」ということが書いてあるんですね。既に、設置許可をしている団体については、ということで、今後、ふやすことがなかったら、もうここまでで終わりじゃないですか。だから、新たに都市公園ができてですね、そのときはこういうことをやりますよということなんか、そこら辺がボヤとしてよくわからないので、スカッと説明していただけるとありがたいです。

◎山根委員長

都市整備次長。

●高谷都市整備部次長

これは、今、障がい者団体に委託しているわけですがけれども、この方々が辞退された場合には、新しく一般競争入札になるということで。

〔「はい、わかりました」と呼ぶ者あり〕

◎山根委員長

世古口委員。

○世古口委員

都市公園への自動販売機の設置ということで、目的として設定料金の市内の統一を図るということについて、これについては十分に理解するわけですが、ちょっとずれるかもしれませんが、自動販売機設置場所の関係、言ったら対策についていろいろ問題があるように聞いております。風紀上の問題とか、清掃面の問題とか、犯罪の温床になる、そういったいろいろなことを聞いていますので、当局として現時点でどのように把握されておるのか。そして、今後、どのような対応していくのか。ちょっとずれるかもしれませんが、お聞かせ願いたいと思います。

◎山根委員長

維持課長。

●森田維持課長

現在、公園内に設置されております自動販売機につきましては、公園のほう、嘱託で順次点検しております、その中でそういったゴミであるとか汚れであるとかということにつきましては、そういうのを発見しましたら、それについての対応をさせていただいております。それが現状でございます。

◎山根委員長

世古口委員。

○世古口委員

風紀上の問題とか、犯罪の関係についてのことをいろいろ耳にしますので、その点について、どのように対応しているのか、していくのか、簡単に説明願いたいと思います。

◎山根委員長

都市整備部長。

●宮田都市整備部長

私ども、今の説明で公園7カ所ということでございます、市内で市が管理するのが69あります。私のところの場合は公園ですので、一番、言われたゴミ、風紀の問題がありますが、今、維持課長が報告しましたように嘱託職員の手によって見回っておりますので、よろしく申し上げます。

◎山根委員長

ほかにございませんか。

上田委員。

○上田委員

確認に意味でちょっと。

この行政財産の設置の取扱要綱が22年から23年に向けて制定するというこのことによつて、この金額を変更するという考え方でいいんですか。

◎山根委員長

維持課長。

●森田維持課長

市内の自動販売機におきましては、ただいまの要領におきまして2,000円に統一したということでございます。

公園につきましては、条例改正が必要ということで、今回提案させていただきました。

◎山根委員長

ほかにございませんか。

○上田委員

以前は、そういう公園にこの条例が適用されなかったもので、このものの金銭的な問題は370円でされていたと。それが、公園に適用するというので、この要綱ができたから、2,000円にするという考え方でいいんですか。

◎山根委員長

維持課長。

●森田維持課長

今回できました要領におきましては、都市公園の中には適用ができませんことから、都市公園におきましては、まず条例の改正が必要ということです。現在のところ、先ほどもありましたけど、占用料として370円になっておりますので、今回、新たに自動販売機を適用できる項目を設けまして、最低額を2,000円とさせていただきたいということでございます。

◎山根委員長

ほかにございませんか。



〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎山根委員長

御発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

## 市営住宅等への指定管理者制度の導入について

◎山根委員長

次に、「市営住宅等への指定管理者制度の導入について」の説明をお願いします。

建築住宅課副参事。

●奥山建築住宅課副参事

それでは、市営住宅等への指定管理者制度の導入につきまして御説明を申し上げます。

資料1 ページ（1）をごらんください。

「市営住宅管理業務の現状」でございます。

伊勢市には、低額所得者向けの市営住宅が37団地988戸、小集落改良事業の事業協力者及び地区内居住者向けの改良住宅が2団地36戸、市営住宅旭団地に併設された中堅所得者向けの特定公共賃貸住宅が6戸の計39団地1,030戸の市営住宅がございます。

これら市営住宅の管理・運営は、現在、市の直営で行っておりますが、今後は、指定管理者制度を導入してまいりたいと考えております。

（2）をごらんください。

「指定管理者制度導入の目的」でございます。

市営住宅の入居者ニーズに効果的・効率的に対応するため、市営住宅等の管理・運営に民間事業者の持つノウハウを導入し、入居者の利便性の向上、効率的かつ経済的な管理・運営の遂行並びに伊勢市定員管理計画に基づく組織のスリム化を図ることを目的としております。

次に、（3）をごらんください。

「指定管理者制度導入の方針」でございます。

「①管理形態」といたしましては、市営住宅等39団地1,030戸を一括して指定管理者に管理・運営させることを考えております。

次に、「②指定期間」でございますが、市営住宅の管理業務において、質のよいサービスを提供するためには、入居者との関係を築くことが重要であり、指定管理者が成果を発揮するためにはできる限り長期の指定期間を設定することが望ましいと考えております。また、応募者の立場からみたとときに、指定期間が長期であるほど職員を雇用したり、備品等を購入するなどの投資がしやすい状況になると思われま。このことから、指定期間につきましては、平成24年10月1日から平成29年3月31日までの4年6カ

月間を予定しております。

次に、「③選定方法」でございますが、指定管理者の選定は公募が原則となっておりますことから、プロポーザル方式による公募を行う予定としております。

なお、候補者の選定にあたっては、外部の有識者5人で構成する選定委員会を設置し選定を行う予定であります。

次に、「④指定管理者に委任する業務」でございますが、委任する業務につきましては、2ページから5ページにかけての市営住宅管理業務分担表をごらんください。

表の右側2列にそれぞれの業務内容を指定管理者と市に分類して○印をつけてございます。

2ページの表の中で、市の列で上から7段目に△印がつけてありますが、この「募集案内の配布」は市の窓口でも行うため、補助的な業務分担と考え、△印となっております。

各項目につきましては、後ほど御高覧いただきたいと思います。業務分担のおおまかな考えといたしましては、公営住宅法等で事業主体である市町村が行うこととされており入居者の決定等の業務につきましては指定管理者に委任することができません。指定管理者に委任できる業務は行政判断が不要な機械的事務、事実行為のみとなります。

また、指定管理者制度を導入しております他の公共施設においては、指定管理者の経営努力の動機づけとして、施設利用料等を指定管理者の収入の一部とする利用料金制を採用している施設がございますが、市営住宅におきましては、「家賃を指定管理者の収入とすることは適当ではない」との国からの通知がございますので、利用料金制は採用しないこととしております。

ただし、滞納家賃の徴収業務につきましては指定管理者に委託することが可能でございますので、今回の指定管理者制度導入にあたりましても、指定管理者が行う業務として位置づけております。

なお、家賃等の徴収業務におきましては、応募時に徴収率向上の目標を提案させ、採点に反映させるとともに、徴収率によっては奨励金又は減額等をするなど、徴収率を向上させるための仕組みを取り込んでいきたいと考えております。

最後に資料6ページをごらんください。

今後のスケジュールでございます。

これからの予定といたしましては、来月開催予定の市議会9月定例会に市営住宅管理条例等の一部改正の議案を上程させていただき、条例議決後、指定管理者候補を選定する選定委員会を設置し、12月より公募を開始したのち、平成24年3月に候補者の選定を行い、平成24年市議会6月定例会に指定管理者の指定について議決をお願いしたいと考えております。

その後、協定の締結を行い、指定管理者への移行が円滑に行えるよう準備を進め、平

成 24 年 10 月 1 日より指定管理者による管理開始を行いたいと考えております。

以上、「市営住宅等への指定管理者制度の導入」につきまして、御説明を申し上げます。

何とぞよろしく御協議いただきますようお願い申し上げます。

◎山根委員長

ただいまの説明につきまして、御発言はございませんか。  
辻委員。

○辻委員

ちょっと、聞かせてください。

この市営住宅の指定管理ということで今回出てきたわけですがけれども、実質、今、やられているところというのがどれくらいあるのか、教えてください。指定管理をやられているところ。

◎山根委員長

副参事。

●奥山建築住宅課副参事

三重県下では、三重県とそれから名張市がこの 4 月から実施しております。三重県につきましては、平成 16 年度から実施いたしております。三重県下では、こういう状況でございます。

◎山根委員長

辻委員。

○辻委員

三重県と名張市がやっていると、三重県については 16 年からやっているということで実績も大分あるかと思いますが、そういったところでは、いいところと悪いところ、課題とかがあれば教えてほしいんですけれども。

◎山根委員長

副参事。

●奥山建築住宅課副参事

メリット、デメリットでございますが、メリットといたしましては、住民のサービス

の向上ということが考えられます。専門スタッフにより管理することによって、きめ細かな対応ができると考えております。また、業務の効率化ということも考えておりました、市がやるより専門業者にやっていただいたほうが時間の短縮ができるというようなメリットもあると考えております。

また、御説明でもさせていただきましたが、職員の削減ということも考えております。

デメリットと申しますか、ちょっと課題となるようなところは、市内業者に修繕等の業務を委託しておるのですが、今度の指定管理者に委託する場合、指定管理者のほうで業者選定を行うこととなりますので、受注の機会がまんべんなくできなくなるというようなことが、ちょっとデメリットとして考えられます。以上でございます。

◎山根委員長

辻委員。

○辻委員

わかりました。

そういったデメリットがあるということが一つあるということがわかりました。

あと、名張にもあると聞かせていただきましたが、名張のほうは若干聞かせていただきましたけれども、今回、伊勢市が言われているのが全部を委託しようとしておりますよね、名張は、部分的にできなかったところがあると聞いておりますが、その辺は把握されておりますか。

◎山根委員長

建築住宅課課長。

●中上建築住宅課長

すみません。私ども、名張につきましては7団地 253 戸、一括で委託しているとしか情報を持ってございません。名張市に、先ほどの質問にも続きますけれども、メリット、デメリット等で、同じ県下で初めてやっておるところですので、半年ぐらいですけれども、どういう状態か確認をさせていただいたのですけれども、メリットとしては、民間の方になられたということで、直接、入居者のほうから市に電話がかかるとかそういうことがほとんどなくなったということで、メリットはずっと言っていたんですけれども、デメリットはと聞かせていただいたら、特に、半年の中ではないんだというような状況も聞かせていただいたところでございます。

◎山根委員長

辻委員。

○辻委員

わかりました。デメリットは少ないと私も聞いておりますけれども、ただ、1点、先ほど言いましたように、全部は受けられないけれども、これだけなら受けられますとかですね、この指定管理をお願いする中で、公募でやられて、実際、手をあげる方が、先ほどの説明からいくとあんまり業者からみるとメリット性は少ないかなというふうにするわけですね。その辺考えると、手をあげる方がなかなか少ないという部分もありますので、その辺の配慮というか、あればというような形でやられることがあるのかどうかだけ教えてください。

◎山根委員長

副参事。

●奥山建築住宅課副参事

申請の資格につきましては、民間の企業やNPO法人、また、複数の団体に組んでいただく共同企業体なんかを考えておるところでございます。

市営住宅の場合は、一般の指定管理と違いまして、入居者が伴う管理になるため、やっぱり、民間の賃貸住宅の管理実績がある事業者を限定したいと考えております。募集の縛りを募集要項で厳しくすれば申し込む企業等も少なくなり、また、限定されてしまいます。また、反対に緩くすれば、ちょっと委託するのに信用しがたいような団体さんが申し込んでくるということも考えられます。市といたしましては、安心して任せられる業者をお願いしたいと考えておりますので、10月にこの議会が済みましてから、条例が改正をされましたら、指定管理の選考委員会というのをつくりまして、その中で他市の状況もいろいろ参考にさせていただきながら、募集要綱の中身については十分検討していただいて、申請資格等については決めていきたいと考えております。以上でございます。

◎山根委員長

建築住宅課課長。

●中上建築住宅課長

すみません。私ども、現在のところ、一括でお願いをしたいと考えております。団地ごとで、例えば指定管理者の業者が変わるということになりますと、入居者等の混乱も生じると思われれます。

私どもとしては、十分、ホームページとか広報いせ等で周知をさせていただいた中で、何とか一括で受注をお願いしたいなというふうには、現在考えておるところでございます。

以上でございます。

◎山根委員長

ほかにごいませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎山根委員長

御発言もないようですので、本件につきましてはこの程度で終わります。

### フットボール場の整備について（報告案件）

◎山根委員長

次に「フットボール場の整備について」の御報告をお願いします。

観光事業課長。

○藤井観光事業課長

それでは、フットボール場の整備につきまして御報告いたします。

フットボール場の整備につきましては、6月7日に開催をいただきました産業建設委員協議会で御報告をさせていただきましたが、本日は、その後の進捗状況と企業から示されました基本計画（案）の変更点につきまして、御報告するものでございます。

資料5「フットボール場の整備について」をごらんください。

まず、現状でございますが、フットボール場として整備しようとする用地に設置をされております、岡本太郎氏のモニュメント「であい」につきましては、施設の建設に支障が出てまいりましたことから、この際、モニュメントを補修し移設することといたしました。

「フットボール場に伴う岡本太郎作品補修業務委託」は、請負価格は、782万2,500円で、請負事業者は、日本美術工芸株式会社に決定いたしました。工期は平成24年3月31日までを予定しております。

また、フットボール場に伴います岡本太郎作品移設設計業務委託は、請負価格は、283万5,000円で、請負事業者は、株式会社石本建築事務所に決定をいたしました。工期は平成24年2月15日までを予定しております。

次に今後の予定ですが、フットボール場整備に伴います造成工事につきましては、契約審査委員会に諮った後、本年9月中の発注、平成24年、来年2月に完成できるよう、現在諸準備を進めております。

また、フットボール場整備に伴います樹木の移植及び伐採処理でございますが、この

工事は、フットボール場整備に伴います造成工事を施工するにあたり、現在、植樹されており、樹木の一部を有効利用するため、造成工事の際、一時的に朝熊山麓公園内で保管をいたしまして、工事完了後に駐車場周辺への移植とともに、ほかの樹木につきましては伐採を行うものでございます。

この工事につきましても、9月に発注を行いまして、10月末に完了できますよう、現在諸準備を進めておりますので、よろしく申し上げます。

続きまして、企業から示されておりました基本計画（案）の変更点についてでございます。議会の皆様からいただきました御意見や市からの要望などを伝え調整していただきました結果、次のように変更されましたので御報告をいたします。

まず1点目でございます。クラブハウスの屋根へ太陽光発電パネルを設置することについてでございますが、3月11日の東日本大震災以降、電力に対する関心は非常に高くなるとともに、国民の節電に対する意識も高くなっております。

このような状況の中、市といたしましても新たに建設いただきます施設につきましても、環境に配慮した建物とすることが重要であるとの認識のもと、地元企業様に太陽光発電パネルの設置について協力をお願いしてまいりました。その結果、市として設置費用の一部を負担してもらえるのであれば、クラブハウスへ太陽光発電パネルの設置も可能であるとの回答をいただきました。現在、企業内での決裁中でございますが、最終の回答は9月中旬以降になるとのことでありますが、企業側の了解を得られれば、覚書等を交わしたいと考えておりますことから、市といたしましては、23年度では債務負担行為として予算措置をお願いしたいと考えております。

また、クラブハウスを建設いただきます企業様におきましても、当初の計画から変更いたしまして、クラブハウス内の照明器具につきましてはLED照明等、省電力タイプの器具に変更していただいているところでございます。

2点目でございます。サッカーコートの夜間照明機の設置でございます。当初の計画では、今回整備する両面に設置する計画でございましたが、3月議会でいただきました御意見を企業様にも伝え、現在のナイターの利用状況、今後の見込みなどについて関係機関とも調整をいただいた結果、ナイター照明の設置につきましては、北側のメインコートのみを設置に変更をされました。

3点目でございます。メインコートスタンドへの屋根の設置についてでございますが、サッカーの場合には、天候に関係なく試合や練習が行われることが多いことから、スタンドへの屋根を設置するように変更をするというものでございます。

屋根を設置することにより、悪天時の雨等をしのげるとともに、夏の暑さ対策として影をつくることができ、施設としてのグレードも高くなるものと期待されます。

以上、フットボール場の整備につきまして御報告をさせていただきました。

何とぞよろしくお願い申し上げます。

◎山根委員長

ありがとうございます。この案件は、報告案件でございますが、何か御質問等ありますか……品川委員。

○品川委員

岡本太郎さんの作品が、約1千万かけて補修されて移されるということなので、これ20年前のまつり博の時の象徴でありますのでね、できる限り目立つところにしっかりと、あっ、20年前にあったんやなというふうなことでやっていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。それだけ言っておきます。

◎山根委員長

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎山根委員長

御発言もないようでありますので、本件についてはこの程度で終わります。

### **特定用途制限地域及び特別用途地区建築物等の制限に関する条例について（報告案件）**

○山根委員長

次に、「特定用途制限地域及び特別用途地区建築物等の制限に関する条例について（報告案件）」の報告をお願いいたします。

都市計画課長。

○谷口都市計画課長

それでは、特定用途制限地域及び特別用途地区建築物等の制限に関する条例につきまして、御報告申し上げます。

特定用途制限地域及び特別用途地区建築物等の制限に関する条例につきましては、本年6月7日に開会いただきました産業建設委員協議会におきまして、2つの条例案骨子及び関連する都市計画決定素案につきまして御説明申し上げ、条例案につきまして、7月1日から29日まで4週間、パブリックコメントを実施したい旨御報告申し上げたところでございますが、本日はその結果につきまして、お手元の資料に基づきまして御報告申し上げます。

資料6の1ページを御高覧いただきたいと思います。と存じます。

初めに、提出されました意見とその概要についてでございます。



特定用途制限地域に関しましては、5件意見が提出されました。

条例案に関する意見は、番号4の公益上必要な建築物の特例についての1件でございました。内容といたしましては、「原則的に特例は認めるべきでない、認めたとしてもかなり厳しい条件をつけるべき、そうでないと「特例という名の骨抜き」になってしまう恐れがある」とのことでした。

市の考えといたしましては、特例許可につきましては、建築基準法施行令第130条の2において、特定用途制限地域について定める条例には、「当該地方公共団体の長が、当該地域の良好な環境を害する恐れがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可したものについて、当該条例に定める制限の適用の除外に関する規定を定めるものとする」とされておりまして、制度といたしましては必要なものでありますことから、条例案の変更は行わないことといたしたい。

また、番号1、2、3、5の4件につきましては、都市計画素案に対する意見でございまして、都市計画で定める地区、制限の概要につきましては、伊勢市都市計画審議会でも議論を重ね、素案を作成してきた経緯もありますことから、市といたしましては、都市計画素案の変更は行わないことといたしたい、そのように考えているところでございます。

次に、特別用途地区に関してでございます。

特定用途制限地域同様、公益上必要な建築物の特例についての意見が1件ございました。

特別用途地区は、用途地域内に指定し用途地域による制限を強化又は緩和する制度で、用途地域におきましても、建築基準法第48条第13項ただし書きの規定によりまして、制限対象となっている建築物であっても、「特定行政庁が当該区域における適正かつ合理的な土地利用及び環境の保全を図る上で支障がないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合」においては、制限対象外とすることとされておりまして。

また、白地地域に定める特定用途制限地域におきましても、市長の特例許可について定めることとされておりまして。

このことから、市といたしまして、市長の特例許可は必要であると考えておりまして、条例案についての変更は行わないことといたしたい、そのように考えているところでございます。

次に、今後のスケジュールでございます。

3ページをお開きください。

今後のスケジュールといたしましては、都市計画案につきましては、都市計画法の規定によります所定の手続きを進めまして、10月上旬ごろ、案の縦覧を2週間行い、10月下旬に開催予定の伊勢市都市計画審議会に付議させていただきたいと考えているところでございます。

また、条例につきましては、市議会12月定例会に議案の提出を行いたいと考えてお

ります。

伊勢市都市計画審議会で都市計画案の答申をいただき、知事同意を経て、市議会で条例の議決をいただきましたならば、3カ月程度の周知期間を設けまして、平成24年4月1日から運用を開始したい、そのように考えているところでございます。

次に、戻りますが、左側の2ページをお開きください。

参考といたしまして、縦覧期間中に出されました都市計画素案に対する意見及び条例施行にあたっての建築基準法との整合、運用面について、特定行政庁でございます三重県知事と協議を行い、若干ではございますが、制限内容を一部変更いたしております。

資料の4ページから8ページまででございますが、後ほど御高覧賜りたいと存じます。語句的な修正という形になってございます。

また、参考資料といたしまして、特定用途制限地域及び特別用途地区建築物等の制限に関する条例意見募集の結果をつけさせていただいておりますので、後ほど、御高覧賜りたいと存じます。

以上、特定用途制限地域及び特別用途地区建築物等の制限に関する条例につきまして、御報告申し上げます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

◎山根委員長

ただいま御報告の案件でございますが、何か御質問がございましたら、御発言をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎山根委員長

御発言もないようでありますので、本件についてはこの程度で終わります。

以上で、本日の御協議願います案件はすべて終わりましたので、協議会を閉会いたします。

御苦勞様でございました。

(閉会 午前11時46分)

平成23年8月29日